③　遡及適用をした場合（④又は⑤に該当する場合を除く。）には、次に掲げる事項
イ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する前事業年度における影響額
ロ　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
④　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項
イ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する当事業年度における影響額
ロ　当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
ハ　前事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
⑤　当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）
イ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額
ロ　当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
ハ　当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であって、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注４　一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。
①　当該表示方法の変更の内容
②　当該表示方法の変更の理由
③　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に係る前事業年度における金額
④　前事業年度における表示方法の変更が実務上不可能な場合には、その理由

注５　会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。
①　当該会計上の見積りの変更の内容
②　当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額
③　当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注６　誤謬（ごびゅう）の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。
①　当該誤謬（ごびゅう）の内容
②　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する前事業年度における影響額
③　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の積立式宅地建物販売業法施行規則の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき書類については、なお従前の例によることができる。

○国土交通省令第二十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）を実施するため、建築士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

建築士法施行規則の一部を改正する省令

建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三十五第三項の表中「社団法人建築設備技術者協会（平成元年十一月六日に社団法人建築設備技術者協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人建築設備技術者協会」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）を実施するため、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部を改正する省令

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の表中「財団法人建築技術教育普及センター（昭和五十七年九月十日に財団法人建築技術教育普及センターという名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人建築技術教育普及センター」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十三号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第十一条第二項及び第五十八条第二項の規定に基づき、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項の表中「財団法人マンション管理センター（昭和六十年八月十六日に財団法人マンション管理センターという名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人マンション管理センター」に改める。

第六十六条の次に次の一条を加える。

（指定試験機関の指定）

第六十六条の二　法第五十八条第一項に規定する指定試験機関（次条において「指定試験機関」という。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次のとおりとする。